

「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

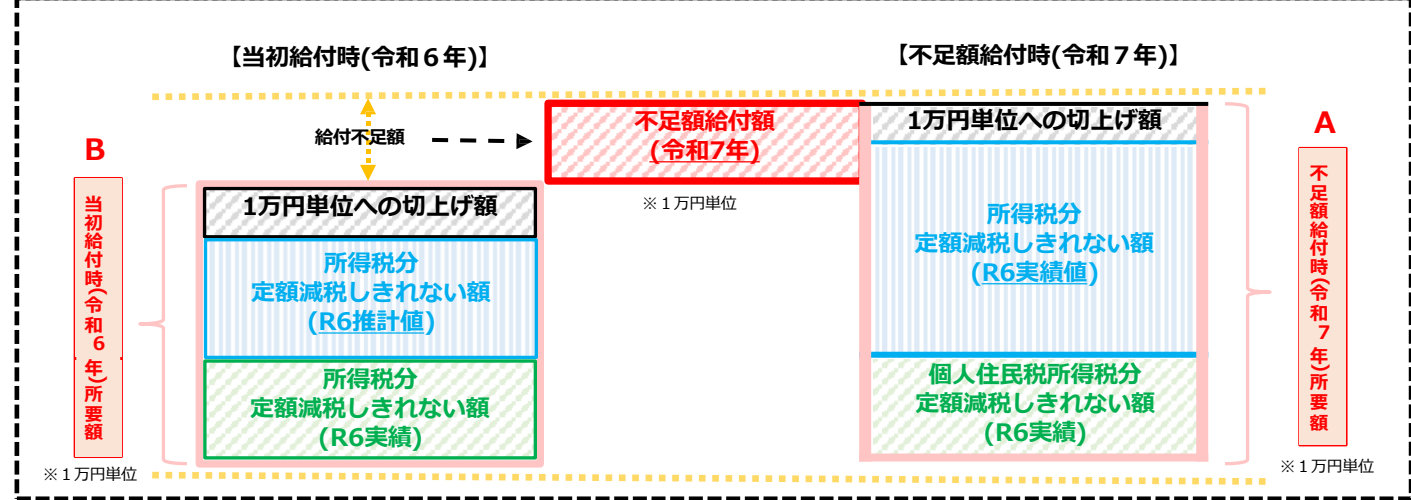
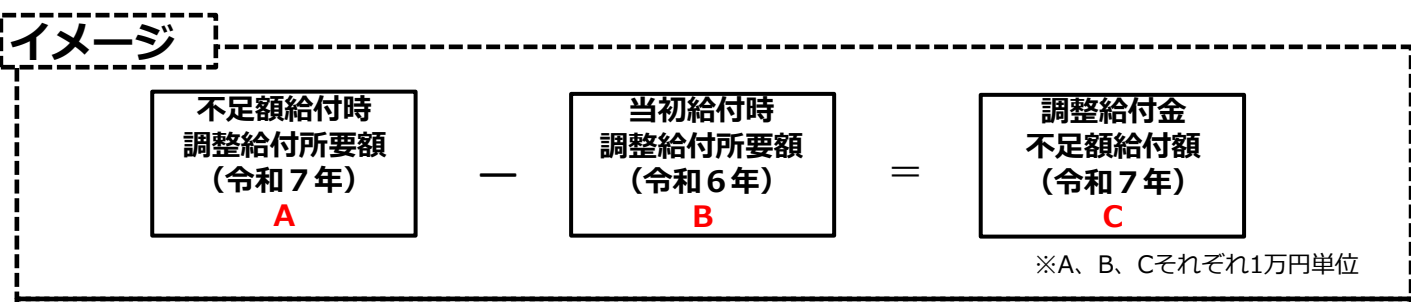
I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額が支給されます。

- 例**
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律に対応することとされた方

II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり最大4万円を支給

- 例**
- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
 - 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I. 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

対象の方には、山添村から「支給のお知らせ」「支給確認書」のいずれかが送られます。

- 「支給のお知らせ」が届いている方は、原則申請が不要です。

支給の辞退や支給口座の変更をしない場合、令和7年11月30日までに、記載されている支給口座へ振り込まれます。

- 「支給確認書」が届いている方は、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、住民福祉課にご提出ください。

支給日は、提出された書類を山添村が受理した日から、おおむね4週間前後になります。

II. 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、令和5～6年の低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

- 「支給確認書」（支給額が「0万円」と記載されたもの）が届きますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、住民福祉課にご提出ください。

◆ 確認書への添付が必要な書類 ◆

- ① 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）のコピー
- ② 受取口座の「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）」がわかる通帳（表紙裏見開きページ）のコピー
- ③ 代理人が受給する場合は上記①、②に加え、代理人の本人確認書類のコピー
【支給額「0万円」の支給確認書が届いた方は④も必要】
- ④ 上記の書類に加え、令和6年の所得税が非課税であることを証明する書類のコピー（確定申告書、源泉徴収票など）

支給日は、提出書類に不備がないことを山添村が確認した日から、おおむね4週間前後になります。決定通知は省略し、口座への振り込みに代えさせていただきますので、金額等は通帳のご確認をお願いします。

確認書の提出期限

2025(令和7)年10月21日（火）（当日消印有効）

※期限までに提出がない場合、村は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

お問い合わせ

山添村住民福祉課

電話：0743-85-0045